



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～

発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

(TEL)06-6210-1270

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番地12 神田司町ビル3F

(TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ 相続シリーズ最終回 もし、相続人がいなかったら？

相続シリーズ最終回は、何らかの原因で相続人がいない、相続人が全員揃わない場合の解決策をご紹介します。相続人が一人もいないケース、相続人が行方不明のケースを取り上げ、解説していきます。

Case1. 相続人が一人もいない

～相続財産管理人の選任～

法定相続人が全員亡くなっていたり、相続放棄をしたこと等が原因で相続人が一人もいない場合、被相続人の財産を管理するためには、『相続財産管理人』を選任してもらうという制度があります。

申立先 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所
 申立人 被相続人にお金を貸していた人（債権者）、内縁の夫・妻（特別縁故者）、検察官 等
 必要書類 申立書、被相続人の戸籍・住民票除票・財産を証する資料、申立人と被相続人の関係を証する資料、相続財産管理人の候補者の住民票（候補者がいる場合） 等



相続財産管理人になることができる人について明確な基準はありませんが、地域の弁護士が選任されるのが一般的です。

～相続財産はどうなるのか～

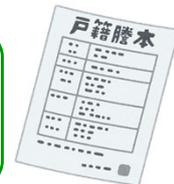
相続財産管理人選任後、相続人搜索等の所定の公告手続き（約1年間）が行われ、それでも相続人が現れない場合は相続人がいないことが確定します。その後、特別縁故者から家庭裁判所へ財産分与の申立てを申請することができる期間（約3ヵ月間）を経て、最終的に財産が残った場合は、国のものとなります。

Case2. 相続人が行方不明

～不在者財産管理人の選任～

住所、居所が不明で見つかる見込みのない相続人（不在者）がいる場合、その不在者の財産を管理するために『不在者財産管理人』を選任してもらうという制度があります。

申立先 不在者の従来の住所地又は居所地の家庭裁判所
 申立人 相続人、不在者の配偶者、不在者にお金を貸していた人（債権者）、検察官 等
 必要書類 申立書、不在者の戸籍・戸籍附票・不在の事実を証する書面・財産を証する書面、申立人と不在者の関係を証する書面、不在者財産管理人の候補者の住民票（候補者がいる場合） 等



不在者財産管理人は、不在者との関係や利害関係等を考慮して選任されます。場合によっては、弁護士、司法書士等の専門職が選ばれることもあります。

不在者財産管理人は、不在者の法定代理人として遺産分割協議等の相続手続に参加することができます。

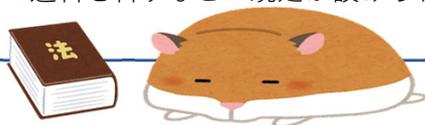
～失踪宣告を申立てる～

不在者が行方不明となってから一定期間経過している場合、失踪宣告を申し立てることもできます。失踪宣告とは、不在者を死亡したものと扱うための手続きです。

申立先 不在者の従来の住所地又は居所地の家庭裁判所
 申立人 相続人、不在者の配偶者、不在者にお金を貸していた人（債権者）、財産管理人、遺贈を受けた人 等
 必要書類 申立書、不在者の戸籍・戸籍附票・失踪を証する資料、申立人と不在者の関係を証する資料 等

相続登記の義務化

近年、相続登記が行われないことによる所有者不明土地が問題になっています。この問題の解決策として、2024年に相続登記の義務化が実施される予定です。不動産の所有者が死亡し、相続人が相続したことを知ってから3年以内に相続登記を申請しない場合、10万円以下の過料を科すなどの規定が設けられます。



遺言書を書こう！

全9回にわたる相続シリーズ、いかがでしたでしょうか。相続手続をスムーズに進めるために、遺言書を残しておくことはとても大切です。相続人間の争いを防ぐ、遺産分割協議の手続が不要になる、自分の希望どおりに財産を残すことができる等、多くのメリットがあります。遺言書についてはニュースレターの2021年10月号、11月号、12月号で解説していますので、ぜひ改めてチェックしてみてくださいね！



タスク司法書士法人・行政書士法人では相続の手続きにつき幅広く対応しております。
 ぜひお気軽にご相談ください！

次号の予告TOPIC 医療機関の管理者について

